

不公正な取引方法相当規制の概要

資料 9

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	EU
廉売規制						
根拠法条	独占禁止法第 19 条 (一般指定第 6 項)	ロビンソン・パットマン法第 3 条	競争法第 18 条 (市場支配的地位濫用)	商法第 L.420 - 5 条	競争制限禁止法第 20 条第 4 項	EC 条約第 82 条 (市場支配的地位濫用)
違反要件	<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由がないのに費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に低い対価で供給 他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ 公正な競争を阻害するおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> 短期的に競争業者を排除し長期的に競争を低下させることを目的として、適切な方法で計上される費用以下の価格設定将来損失を埋め合わせる合理的見込み 	<ul style="list-style-type: none"> 市場支配的地位にある事業者が 平均変動費用以下の価格設定、又は排除の意図で平均変動費用以上平均総費用以下の価格設定 競争を妨げる効果 	<ul style="list-style-type: none"> (メーカー及び卸売を行う流通業者が) 競争業者を排除する目的で費用を下回る価格 競争業者を市場から排除する効果 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の競争者に対して優越的地位にある事業者が 競争者排除の意図をもって 原価を下回る価格で一時的ではなく販売 	<ul style="list-style-type: none"> 市場支配的地位にある事業者が 平均変動費用以下の価格設定、又は排除の意図で平均変動費用以上平均総費用以下の価格設定 競争を妨げる効果
金銭的不利益処分	なし	刑事罰	Financial Penalty	sanction pécuniaire	Geldbuße	Fines
執行機関	公正取引委員会	司法省反トラスト局(独任制) 連邦取引委員会	公正取引庁(独任制)	競争評議会	連邦カルテル庁(独任制)	欧州委員会
特記事項	<p>法第 3 条(私的独占・排除型)でも規制され得る。</p> <p>我が国の「不公正な取引方法」は「公正な競争を阻害するおそれ」であるところ、このように競争秩序への悪影響が「おそれ」の程度でも規制する国は限定的である。</p>	<p>シャーマン法第 2 条(独占の企図)でも規制され得る。</p> <p>司法省は、当然違法の水平的協定(価格カルテル、入札談合、市場分割協定等)にのみ刑事手続を用いる方針であり、運用上、それ以外の行為に刑事罰が科されることはない。</p> <p>(1998 年 ANTITRUST DIVISION MANUAL)</p>	<p>EC 条約第 82 条違反としても規制され得る。</p>	<p>加工を行わない流通業者に係る廉売規制については、競争者に損害を与える制限的行為として、経済・財政・産業省競争・消費者問題・不正行為防止総局が担当している(商法第 L.442-2 条)。</p> <p>これまで制裁金を課した事例はない。</p> <p>EC 条約第 82 条違反行為も規制され得る。</p>	<p>EC 条約第 82 条違反行為も規制され得る。</p>	

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	EU
優越的地位の濫用規制						
根拠法条	独占禁止法第 19 条 (一般指定第 14 項)			商法第 L . 420 - 2 条	競争制限法第 20 条第 2 3 項	
違反要件	<ul style="list-style-type: none"> 取引上の地位が相手方に優越していること(優越的地位) 正常な商慣習に照らして不当に、相手方に不利益を与えること 公正な競争を阻害するおそれ 			<ul style="list-style-type: none"> 相手方が相対的に経済的従属状態にある場合 販売拒絶、抱き合わせ、差別的行為などの濫用行為 競争の機能、構造に影響を及ぼすおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業が取引先を他の事業者に変更する十分かつ合理的な理由が存在しない程度に当該事業者に従属している場合 客観的に正当な理由なく、取引に際して自己に有利な条件を設定 	
金銭的不利益処分	なし			sanction pécuniaire 刑事罰(詐取の意図がある場合)	Geldbuße	
執行機関	公正取引委員会			競争評議会	連邦カルテル庁(独任制)	
特記事項					運用上、禁止決定手続による事件処理手続をしており、制裁金は課されていない。	

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	EU
再販売価格拘束規制						
根拠法条	独占禁止法第 19 条 (一般指定第 12 項)	シャーマン法第 1 条 (取引制限の禁止)	競争法第 2 条 (反競争的協定の禁止)	商法第 L.420 条 - 1 条	競争制限禁止法第 1 条	EC 条約第 81 条 (反競争的協定の禁止)
違反要件	・ 正当な理由がないのに相手方の販売価格の自由を拘束する条件を付けること ・ 公正な競争を阻害するおそれ	・ 最低再販売価格維持行為 ・ 最高再販売価格維持行為(違法要素と合理性要素との比較衡量)	・ 市場の競争の機能を制限する目的 ・ (上の目的なしに)競争を実質的に制限する効果	・ 価格を人為的に引き上げ又は引き下げることによって市場の自由な作用に基づく価格決定に対する妨害	・ 競争を制限し若しくは阻害する目的又は効果	・ 市場の競争の機能を制限する目的 ・ (上の目的なしに)競争を実質的に制限する効果
金銭的不利益処分	なし	(州政府等による損害賠償請求権)	Financial Penalty	sanction pécuniaire 刑事罰(詐取の意図がある場合)	Geldbuße	Fines
執行機関	公正取引委員会	司法省反トラスト局(独任制)	公正取引庁(独任制)	競争評議会	連邦カルテル庁(独任制)	欧州委員会
特記事項	法第 3 条(私的独占・支配型)でも規制され得る。	司法省は、当然違法の水平的協定(価格カルテル、入札談合、市場分割協定等)にのみ刑事手続を用いる方針であり、運用上、それ以外の行為に刑事罰が科されることはない。 (1998 年 ANTITRUST DIVISION MANUAL)	EU における規制に同じ。	上記以外としては、競争者に損害を与える制限的行為として、経済・財政・産業省競争・消費者問題・不正行為防止総局が担当しているものがある(商法第 L.442-5 条)	新聞・雑誌については、除外規定がある(競争制限禁止法 30 条)	

本資料は、主要国の法制に係る公取委提出資料及び第 4 回、第 9 回及び第 13 回における専門調査員提出資料等をもとに事務局において作成したものである。